

文学研究科史学専攻東洋史学分野
博士学位請求論文申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、文学研究科史学専攻東洋史学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどについて定めたものである。

第1条（学位の名称）

学位の名称は「博士（史学）」とし、英語の名称はPh. D. in Historyとする。

第2条（課程博士の審査対象および審査申請の要件）

1. 課程博士の審査対象は、日本語または英語を使用言語とする博士（史学）の学位請求論文1点とする。ただし、英語論文には詳細な日本語の要旨を添付しなければならない。
2. 学位の申請者については、学位請求論文の提出時まで、三田史学会の『史学』に1点、確立した査読体制を備えるその他の学術雑誌に1点、査読体制の有無を問わず学術誌または学術論文集に1点の合計3点の学術論文が掲載されていなければならない。

第3条（論文博士の審査対象および審査申請の要件）

論文博士の審査対象は、日本語または英語を使用言語とする博士（史学）の学位請求論文1点とし、主査が相当と認めれば既刊の学術研究書1点をもってこれを代替することができる。

第4条（研究の範囲）

学位請求論文は、中国史学、中東・イスラーム世界史学など東洋史学諸分野の研究論文とする。

第5条（学位申請の手続き）

1. 学位申請者は、申請手続きをする前に、課程博士の場合は史学専攻東洋史学分野に所属する文学研究科委員の指導教授、論文博士の場合はその専門分野を研究対象とする史学専攻東洋史学分野の文学研究科委員の許可を受けなければならない。
2. 学位申請者は、申請手続きにあたり、本塾大学の学位規程に従って所定の書類および学位請求論文等を学生部に提出しなければならない。

3. 学位申請者は、文学研究科委員会の承認により受理されることを要する。
4. 次の第6条に定める審査団により学位請求論文の部分的な改訂を求められた場合、学位申請者は審査期限内にこれをおこない、新たに印刷・製本したものを審査団に再提出して再審査を受けなければならない。

第6条（審査団の構成）

1. 審査をおこなう審査団は、史学専攻東洋史学分野に属するすべての文学研究科委員の協議により構成し、その構成員は次の2～4に定める資格と任務を有するものとする。また、審査団の構成員については、文学研究科委員会の承認を得ることを要する。
2. 主査は1名とし、主査の資格は史学専攻東洋史学分野の文学研究科委員であることを要する。主査は、副査、そして必要に応じて学識審査の担当者を選任し、論文審査全般を統括する。
3. 副査は2名以上とする。副査については文学研究科委員であることを必ずしも要しない。副査は主査を補佐し、論文審査および面接審査をおこなう。
4. 学識審査の担当者は1名とし、主査または副査が担当し、学位申請者の学識を面接により確認する。

附則 以上の各条項については、必要に応じて、史学専攻東洋史学分野に所属するすべての文学研究科委員の合意によって改定することができるものとする。